日医発第 1132 号(情シ)(技術) 令 和 7 年 1 0 月 9 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事 長島 公之 常任理事 宮川 政昭 (公印省略)

令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年3月17日日医発第2148号(情シ)(技術)「令和7年度における電子処方箋の導入補助について」にて、電子処方箋の導入補助の期間の延長についてお知らせしました。この度、その期間について、令和8年9月までに電子処方箋を導入した施設が補助対象となるように期間がさらに延長され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。なお、補助金に関する詳細な情報については、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関・薬局に対するメール(医療機関等向け総合ポータルサイトから発信)によりお知らせされます。

また、令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの普及計画を踏まえて、それらと電子処方箋の導入が一体的に進むよう、改めて補助の取扱いが検討されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、 貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜ります ようお願い申し上げます。

【電子処方箋概要ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_a rticle=KB0010185

【電子処方箋導入補助金詳細ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_a rticle=KB0010040

【本件に関する問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日~金曜日(祝日を除く)8:00~18:00

土曜日 (祝日を除く) 8:00~16:00

【別添資料】

・事務連絡: 令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助について

・別紙:令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助

以上

事 務 連 絡 令和7年10月2日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうご ざいます。

令和7年10月以降の医療情報化支援基金(ICT基金)による電子処方箋の 導入補助について、補助対象とする導入期限を令和8年9月まで延長した上 で、令和7年10月以降に導入した施設に対しても補助を実施することといた しました。また、補助対象の機能について、従来の院外処方機能に加えて院内 処方機能も補助対象に追加することとしております。

なお、令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ/共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討することとしております。

ただし、薬局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限としては令和8年9月までの延長を最後とし、未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促していくこととしております。

補助金に関する詳細な情報については、医療機関等向け総合ポータルサイト への掲載及び医療機関・薬局に対するメールによりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員の医療機関・薬局に対して、本件について周知いた だきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添: 令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

- 一般社団法人 日本薬局協励会
- 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

令和7年10月以降の電子処方箋の導入補助

- 令和7年10月以降の医療情報化支援基金(ICT基金)による電子処方箋の導入補助について、補助対象とする導入期限を 令和8年9月まで延長した上で、令和7年10月以降に導入した施設に対しても補助を実施する。また、補助対象の機能につ いて、従来の院外処方機能に加えて**院内処方機能も補助対象に追加**※する。
- 令和8年10月以降の補助の取扱いについては、令和8年夏までにとりまとめられる電子カルテ/共有サービスの普及計画を 踏まえて、**電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討**する。ただし、薬 局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限と **しては令和8年9月までの延長を最後とし、**未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促すこととする。
- 院内処方情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名を求めていないため、電子署名に必要となるHPKIカードの保 有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKIカードの保有等は求めない。

令和7年9月まで

院外処方機能 (基本機能)

院外処方機能

(基本機能+追加機能)

大規模病院

162.2万円を上限に補助 108.6万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助

135.3万円を上限に補助 200.7万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を ※事業額の602.2万円を

上限に、その1/3を補助

病院

※事業額の325.9万円を

上限に、その1/3を補助

診療所

19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助

27.1万円を上限に補助 ※事業額の54,2万円を 上限に、その1/2を補助

大型チェーン薬局 9.7万円を上限に補助

※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助

※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助

薬局

19.4万円を上限に補助

27.7万円を上限に補助 13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助 上限に、その1/2を補助

令和7年10月以降

院外奶方機能

(基本機能+追加機能)

(基本機能+追加機能+院内処方機能)

大規模病院

上限に、その1/3を補助

病院

200.7万円を上限に補助 135.3万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助 上限に、その1/3を補助 上限に、その1/2を補助

診療所

27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を

大型チェーン薬局

13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助

薬局

27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助

247.7万円を上限に補助 院外処方機能+院内処方機能

※事業額の743.2万円を 上限に、その1/3を補助

169.6万円を上限に補助 ※事業額の508.8万円を

上限に、その1/3を補助

35.9万円を上限に補助 ※事業額の71.7万円を

上限に、その1/2を補助

15.1万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を 上限に、その1/4を補助 30.2万円を上限に補助 ※事業額の60.3万円を

上限に、その1/2を補助

【大規模病院】病床数が200床以上の病院 【大型チェーン薬局】グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

【追加機能】リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索